

## 令和3年度小規模宿泊施設普及拡大支援業務 企画提案募集要領

この要領は、令和3年度小規模宿泊施設普及拡大支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集事項

#### 1 業務名

令和3年度小規模宿泊施設普及拡大支援業務

#### 2 目的

宮城県（以下「県」という。）では、令和3年度を始期とする新・宮城の将来ビジョンにおいて、地域資源を活用した観光産業をつくるため、受入環境の整備に取り組むこととしている。また、交流人口の拡大に向けて、第4期みやぎ観光戦略プランでは、「宿泊観光客数1,000万人泊」を目標に掲げているところである。

一方、被災した沿岸部を中心に県全体で宿泊施設が減少しており、いまだ震災前の水準に至っていない。あわせて、空き家の増加や新型コロナウイルスへの対応など、新たな課題も生じている。そのような中、地域資源を活用し、地域に人を呼び込む拠点をつくるため、住宅宿泊事業法に基づく届出住宅や旅館業法に基づく簡易宿所（以下「小規模宿泊施設」という。）の普及拡大を図り、新規参入者及び既存事業者の支援に取り組むもの。

#### 3 契約期間

契約締結の日から令和4年3月14日まで

#### 4 業務内容

別紙「業務仕様書案」のとおり

### 第2 事業費（委託上限額）

金9,460,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### 第3 応募資格

企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 本業務の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者であること。
- 4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。

- 6 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- 7 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- 8 本業務の円滑な履行ができる実施体制が整備できる者であること。
- 9 条件を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が条件を満たすこと。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の事業者については、代表者との委託契約（県との関係性においては再委託に該当。）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 第4 スケジュール（予定を含む）

|                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 1 企画提案募集開始                | 令和3年4月 5日（月）    |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限      | 令和3年4月14日（水）正午  |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答期限    | 令和3年4月16日（金）    |
| 4 企画提案書の提出期限              | 令和3年5月 6日（木）17時 |
| 5 審査（書類審査）※5者を超える場合のみ     | 令和3年5月上旬        |
| 6 企画提案書の選考（プレゼンテーション）※Web | 令和3年5月14日（金）予定  |
| 7 選考結果の通知                 | 令和3年5月下旬        |
| 8 契約締結及び業務開始              | 令和3年6月中旬        |

#### 第5 応募手続

##### 1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 令和3年4月14日（水）正午まで

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレス：eiseiw@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 環境水道班）

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和3年4月16日（金）までに食と暮らしの安全推進課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

##### 2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案参加表明書（様式第2号）：1部

ロ 宣誓書（様式第3号）：1部

ハ 企画提案書（任意様式）：9部

※A 4 版片面印刷（カラー印刷可）とし、表紙及び目次を除き 20 ページ以内（添付資料を含む）とする。

(2) 企画提案書の構成

次に掲げる内容を全て記載すること。

イ 表紙

「名称」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」、「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」

ロ 目次

ハ 全体計画

(イ) 業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）

(ロ) スケジュール

(ハ) 人員体制

ニ 業務内容別の説明

(イ) セミナー開催業務に関して

(ロ) サポートデスク設置業務に関して

(ハ) 運営支援アドバイス業務に関して

(ニ) 地域資源活用促進業務に関して

(ホ) その他提案事項

ホ 概算見積書

個別業務ごとに、積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

(3) 提出期限 令和 3 年 5 月 6 日（木）17 時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 環境水道班

（宮城県庁行政庁舎 1 3 階）

## 第 6 業務委託候補者の決定

### 1 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、3 の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、満点の 6 割以上である企画提案を行った提案者のうち、最高点を付けた委員が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。また、最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で業務委託候補者を選定する。企画提案者が 1 者のみの場合は、総得点が満点の 6 割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、応募者が 5 者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、下記 2（1）の一次審査（書類審査）を実施する。

### 2 審査内容

(1) 一次審査（書類審査）※応募が 5 者を超える場合のみ実施

イ 実施日 令和3年5月上旬予定

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記3の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位5者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和3年5月14日(金) 予定

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web 会議システムにより実施する。

使用するシステムや時間等については、提案書の受付後、文書にて通知する。

なお、Web 会議システムを利用できない提案者は、書面による審査を行う。

ロ 実施方法

(イ) 出席者は1者につき3人以内とする。

(ロ) 1者あたりの持ち時間は25分程度(説明15分以内、質疑応答10分程度)とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ハ) 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料は認めない。

(ニ) 審査結果については、所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する。

### 3 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点(合計100点)により行うものとする。

| 審査項目 |   | 配点   |             |
|------|---|------|-------------|
|      |   | 一次審査 | プレゼンテーション審査 |
| 全体計画 | ・業務の目的や趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案となっているか。<br>・成果が一過性のものとならず、本業務終了後も持続的な効果が得られることが期待できるか。  | 10   | 10          |
| 個別業務 | 【セミナー開催業務】<br>・新規向け、既存事業者向けそれぞれについて適切なテーマを設定し、開業や運営を支援するような内容となっているか。<br>・新たな対象者向けのセミナーについて、設定する対象者及び内容は民泊の普及推進が期待されるものとなっているか。 | 10   | 10          |
|      | 【サポートデスク設置業務】<br>・設置時期及び頻度並びに人員体制は、問合せに十分対応できるものとなっているか。  | 10   | 10          |

|      |  |     |     |
|------|--|-----|-----|
| 個別業務 | <b>【運営支援アドバイス業務】</b><br>・民泊の開業や運営に関する十分な知識や経験などを有し、事業者の運営継続や改善につながることを期待されるか。  | 10  | 10  |
|      | <b>【地域資源活用促進業務】</b><br>・空き家等の活用に向けて、施設及び事業者の両面から取り組む内容となっており、効果が期待されるか。<br>・対象地域の設定や調査・分析の手法は適切か。<br>・住宅宿泊管理業者の増加や利用しやすい仕組みづくりに向けた具体的な取組となっているか。 | 20  | 20  |
|      | ・各個別業務について、独自の提案や工夫が見られるか。   | 15  | 15  |
| 運営体制 | ・業務を効果的かつ効率的に遂行し、連動的に実施可能な体制ができているか。<br>・全体スケジュールは効果的かつ実現性のあるものとなっているか。<br>・本業務に類似する事業実績を有しているなど、その知識やノウハウ等を活かすことが期待できるか。                        | 15  | 15  |
| 見積   | ・事業費の積算は妥当であり、目標・効果とのバランスはとれているか。  | 10  | 10  |
| 合計   |  | 100 | 100 |

#### 4 選考結果の公表

プレゼンテーション審査の終了後、全ての提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

#### 第7 失格事由

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
  - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
  - (2) 本募集要領等に従っていない場合
  - (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合
  - (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
  - (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- 2 その他
  - (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
  - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

## 第8 その他必要な事項

### 1 契約に関する条件等

#### (1) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

#### (2) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 受注者は、県に対して、成果物に係る著作権者人格権の行使を行わないものとする。

#### (3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

### 2 その他

- (1) 提出された提案書は、原則として返却しない。
- (2) 提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。
- (3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。
- (7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

## 第9 問い合わせ先

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 環境水道班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
電話022-211-2645